

社会福祉法人 正寿福祉会
指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業
憩いホーム 新平和 ショートステイ 利用者への説明書
(令和8年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) サービスの提供場所等

運営主体	社会福祉法人 正寿福祉会
代表者	理事長 河西 正傳
事業所名	憩いホーム 新平和 ショートステイ
開設年月日	令和7年6月1日
所在地	山梨県甲府市伊勢3丁目3-25
電話番号・FAX番号	TEL)055-269-7331 FAX)055-269-7332
管理者	野田 英子
介護保険施設事業所番号	1970106017

(2) 目的と運営方針

○目的：当施設は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことで、在宅ケアの継続を支援することを目的とした施設です。

○運営方針：「心地よい住み処」を基本理念とし、利用者一人ひとりの価値観や生活リズムを大切に、心地よさや楽しさを感じながら、安心して自分らしく過ごせる環境を提供し、個々に寄り添ったケアや支援を行い、その人らしい充実した毎日を送れるように、全職員でサポートします。

(3) 施設の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
管理者	1			事業所の運営・管理
医師		1		医療的な面の助言と対応
生活相談員	1			相談・サービス調整等
看護職員		3		健康管理・療養上の世話
介護職員	11		1	介護業務
栄養士		1		栄養管理・相談
機能訓練指導員		1		身体機能の維持・向上
事務員	1			事務全般

(4) 入所定員等

○定員 25名 (個室：1室 2人室：2室 4人室：5室)

(5) サービス内容

①短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の立案、実施

②食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食は7時半～ 昼食は11時半～ 夕食は17時半～

③入浴（一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④看護全般

⑤介護全般

⑥機能訓練

⑦相談援助サービス

⑧理美容サービス

※サービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

(6) 利用の中止

以下の事由に該当する場合、ご利用期間中でもサービスの提供を中止し、退所していただく場合があります。その場合には、ご家族様の対応にてお迎えに来ていただきます。

①ご利用者が中途退所を希望された場合

②入院治療が必要と判断される場合

③ご利用中に体調が悪くなった場合

④他のご利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(7) 協力医療機関等

当事業所では利用者の状態が急変した場合、下記の医療機関に協力をいただき、速やかに対応いたします。

協力医療機関 保坂メディカルクリニック

住 所 山梨県甲斐市篠原 682 - 1

TEL) 055-230-6550

協力医療機関 市立甲府病院

住 所 山梨県甲府市増坪町 366 番地

TEL) 055-244-1111

協力医療機関 コマキ歯科

住 所 山梨県甲府市徳行 4-6-6

TEL) 055-228-7689

※緊急の場合には、指定された連絡先に連絡します。

(8) 非常災害対策

- ・防災設備 : スプリンクラー、消火器、消火栓は消防法の規定に則り設置しています。
- ・防災訓練 : 年2回実施
- ・防火管理者 : 荻野 直人
- ・消防計画等 : 消防計画及び非常災害対策計画策定済

(9) 介護保険証の確認

ご利用のお申込みの際には、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 施設利用にあたって

(1) 留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、午前9時から午後8時までとしています。ただし、感染症対策により制限がかかる場合もございます。
- ・外出、外泊は、当施設の許可を得てからお願いします。
- ・飲酒、喫煙は、禁止しています。
- ・設備、備品を利用する際は、当施設の許可を得てからお願いします。
- ・所持品、備品等の持ち込みは、当施設の許可を得てからお願いします。
- ・金銭、貴重品の持ち込みは、ご遠慮いただきます。
- ・個人的なお祈りは自由ですが、鉦・太鼓・大声など他の方に迷惑になるようなことはご遠慮下さい。また利用者の「営利行為、宗教の活動・勧誘、特定の政治活動」は禁止しています。

(2) 要望及び苦情等の相談

短期入所生活介護に関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情」とします）については、下記窓口にて対応します。

① 施設の苦情窓口

苦情受付担当者 : 向山 恵子（生活相談員）
苦情解決責任者 : 野田 英子（管理者）
受付時間 : 8時30分～17時30分（土、日、祭日を除く）
電話番号 : 055-269-7331

② 苦情対応の基本的手順

苦情受付⇒苦情内容の確認⇒苦情解決責任者への報告⇒苦情解決に向けた対応の実施
⇒原因究明⇒再発防止、改善の措置⇒苦情解決責任者への最終報告

③ 施設以外の苦情相談窓口

○市町村 各市町村介護保険担当窓口
甲府市福祉部福祉支援室長寿介護課経営係
055（237）5473
笛吹市保健福祉部高齢福祉課
055（262）1271
甲斐市福祉健康部長寿推進課
055（276）2111
中央市役所高齢介護課
055（274）8556
○国民健康保険団体連合会
苦情相談窓口
055（223）2119
○第三者委員 興水義章
長田 久
090-4525-5434
090-4929-1350

(3) 提供するサービスの第三評価の実施事項の有無 現在実施しておりません。

3. 利用料金及び支払方法

(1) 保険給付の自己負担額

・要介護の方（1日あたりの基本単位数）

介護度	多 床 室	個 室（1室）	連続61日以上
要介護1	645単位	645単位	589単位
要介護2	715単位	715単位	659単位
要介護3	787単位	787単位	732単位
要介護4	856単位	856単位	802単位
要介護5	926単位	926単位	871単位

・介護予防の方（1日あたりの基本単位数）

介護度	多 床 室	個 室（1室）	連続31日以上
要支援1	479単位	479単位	442単位
要支援2	596単位	596単位	548単位

※利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所間の送迎を行う場合は、片道につき184単位をいただきます。

※療養食加算については主治医より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合1回につき8単位を加算します。

※看護職員の数が別に定める施設基準に適合している場合は、1日につき看護体制加算（Ⅰ）として12単位又は看護体制加算（Ⅱ）として23単位を加算します。※両加算が適合している場合は共に加算します。

※看護体制加算（Ⅱ）の算定要件である体制要件に適合している場合に加えて、利用者のうち要介護3以上の利用者を70%以上受け入れた場合に看護体制加算（Ⅲ）イとして、12単位/1日、看護体制加算（Ⅳ）イとして、23単位/1日を加算します。但し、看護体制加算Ⅱ・Ⅳに関して、同時算定は致しません。

※事前に必要な要件を満たした上で、実際に重度な利用者を受け入れた場合には、医療連携強化加算として1日につき58単位をいただきます。

※生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の算定要件に適合している場合は、1月につき10単位を加算します。

※夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置が別に定める基準に適合している場合は、夜勤職員配置加算（Ⅰ）として1日につき13単位を加算します。

※別に定める施設基準に適合している場合は、介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）として、一月につき所定単位数の1000分の176に相当する単位数又は介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ）として、一月につき所定単位数の1000分の163に相当する単位数を加算します。

※当該短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとして、22単位いただきます。

※当該短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロとして、18単位いただきます。

※利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めたものに対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に使った場合、1日につき90単位を加算します。

※若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を加算します。

※看取りを実施した場合、死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度とし算定いたします。

※連続して30日を超えて同一指定短期入所生活介護事業所に入所している場合、長期利用者提供減算として－30単位減算します。（介護予防除く）

加算内容に関し、体制変更や介護報酬改定がございました際には、予め書面にて案内させていただきます。

甲府市は地域区分の7級地に該当するため、介護保険の単位数に地域区分で決められている1単位の金額の10.17円を掛けた数字が介護保険の10割の金額となります。

(2) 自己負担金額

区 分	食 費	滞 在 費	合 計
第1段階	300/日	多) 0/日	300/日
		個) 380/日	680/日
第2段階	600/日	多) 430/日	1,030/日
		個) 480/日	1,080/日
第3段階①	1,030/日	多) 430/日	1,460/日
		個) 880/日	1,910/日
第3段階②	1,360/日	多) 530/日	1,890/日
		個) 980/日	2,340/日
第4段階 (朝 530・昼 840 おやつ込・夕 560)	1,930/日	多) 915/日	2,845/日
		個) 1,410/日	3,340/日

※所得に応じて介護保険負担限度額認定証に定められている段階で自己負担額が決まります。
こちらの数字は円で表記しています。

※上記「食費」及び「滞在費」は、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者自己負担額、7ページの《資料》をご覧ください。

食事、滞在費以外の自己負担金額（すべて税別表記）

① 特別な室料（個室）	1000 円/日
② 教養娯楽費	50 円/日
③ 電気代	50～70 円/日
④ 買物代行	200 円/回
⑤ フリードリンク代	100 円/日
⑥ 行事費	実費
⑦ 理美容代	実費
⑧ 通常地域を超えた範囲の送迎費用	50 円/1 km

①入所者が選定する特別個室料。

②レクリエーションで使用する折り紙等の材料費。

③個人的な電気機器等をご利用の場合の費用。

④嗜好品の買い物を代行した場合の費用。

⑤お食事とは別にお好きなお飲み物を選んでいただき提供いたします。

⑥イベント、外出等など行事を実施する際の費用。

⑦定期的に訪問がある理美容サービスを受けた場合の費用

⑧以下の通常地域を超えた地点から1 kmあたりにかかる送迎費用。

（通常の送迎の実施地域）

甲府市全域、市川三郷町、昭和町、富士川町、中央市、笛吹市（石和町、境川町）、

南アルプス市（旧甲西町、旧白根町、旧櫛形町、旧若草町）、甲斐市（旧竜王町）の区域

※介護保険料と自己負担金額を合わせた金額がご利用料金となります

(3) 支払方法

当月分の利用合計料金の請求書及び明細書を、翌月の10日頃に利用者及び保証人が指定する送付先に送付し、利用者及び保証人が指定する銀行口座から同月28日に自動振替にて口座引き落としします。28日が土日祝の場合は、その翌営業日が振替日になります。

ご希望により現金払い、振込もお受けいたします。

4. サービス内容

- (1) 短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の立案
- (2) 食事（食事は原則として多目的ホールでお取りいただきます。）
- (3) 入浴（一般浴槽の他入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。原則として週2回ご利用いただきますが、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- (4) 看護全般
- (5) 介護全般
- (6) 機能訓練
- (7) 相談援助サービス
- (8) 理美容サービス
- (9) 洗濯サービス（14日以上ご利用の方は施設でも無料で行えます。ただし、縮み・紛失・破損・色落ち等がおこることもあります。ご了承ください。

5. 個人情報の利用目的について

当施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を次のとおり定めています。

(1) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

①施設内部での利用目的

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護及び医療サービスの向上

②他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見及び助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(2) 上記以外利用目的

①当施設の内部での利用に係る利用目的

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ・医療及び介護サービスや業務の維持及び改善のための基礎資料
 - ・当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

②他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

広報・ホームページの掲載	可	・	否
--------------	---	---	---

《資 料》

国が定める利用者負担限度額段階（第１～３段階）に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～第３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第１～第３段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について当施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、「第４段階」の利用料をお支払いいただくことになります。
- 利用者負担第１・第２・第３段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第１・第２・第３①・第３②段階にある次のような方です。

【利用者負担第１段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第２段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 82.65 万円以下の方

【利用者負担第３段階①】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 82.65 万円超 120 万円以下の方

【利用者負担第３段階②】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 120 万円超 500 万円(夫婦 1500 万円)以下の方

- 利用者負担第４段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第３段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（１日当たりの利用料）

区分	食費	従来型多床室居住費	個室居住費
	300円	0円	380円
利用者負担第２段階	600円	430円	480円
利用者負担第３段階①	1,030円	430円	880円
利用者負担第３段階②	1,360円	530円	980円

同 意 書

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを利用するにあたり、憩いホーム 新平和 ショートステイ利用約款に基づき、利用者への説明書による利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。

その内容を十分に理解し、事業所のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に次の事項を厳守することを連帯保証人と共に誓約します。

- 1 憩いホーム 新平和 ショートステイの諸規定を守り、職員の指示に従います。
- 2 使用料等の費用の支払いについては、貴施設に対し、一切迷惑をかけません。
- 3 利用中に事故が生じた場合、重大な過失がない限り、貴施設に対し、一切の責任を問いません。
- 4 利用中の病状急変時については、貴施設の対応に異議申し立てを致しません。
- 5 主介護者または連帯保証人が変更となる場合は、速やかに報告をし新たに同意を得ることとします。

令和 年 月 日

＜利用者＞ 住 所

氏 名

印

＜主介護者＞ 住 所

氏 名

印

電話番号

＜連帯保証人＞ 住 所

氏 名

印

利用者との関係（ ）

電話番号

社会福祉法人 正寿福祉会

短期入所生活介護事業所

憩いホーム 新平和 ショートステイ

管理者 野田 英子 様